

松山大学生生活協同組合 I C カード取扱約款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本約款は、松山大学生生活協同組合（以下「当生協」という。）が発行する I C チップ搭載の携帯用組合員カード（以下「I C カード」という。）に係る運用等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第 2 条 当生協が発行する I C カードについての運用、及びサービス内容とご利用条件は、この約款の定めるところによります。

2 この約款でいう当生協の I C カードとは、以下の 2 者をいい、この約款では I C カードと呼称します。また、この約款に基づいて当生協の組合員には I C カードが発行されます。

(1) 当生協が発行する組合員認証機能と組合員に提供される付加価値認証機能を搭載した組合員カード（以下「メンバーズ I C カード」という。）

(2) 当生協が定款で職域として規定する学校法人松山大学の I C チップ搭載学生証・職員証カードに、その学校法人松山大学との契約によって、組合員カードの機能を搭載したカード（以下「大学カード」という。）

3 メンバーズ I C カードは、この約款に基づき発行され、大学カードは学校法人松山大学との契約に基づき発行されます。したがって、大学カードの当生協との契約以外の学生証機能等は、当約款の規定の範囲外とします。

4 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。
別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

(1) 松山大学生生活協同組合電子マネー利用約款

(2) 松山大学生生活協同組合生協ポイント利用約款

(3) 松山大学生生活協同組合ミールカード利用約款

(定義)

第 3 条 「I C 電子マネー」とは、当生協が組合員に対して発行する I C カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。

2 「生協ウォレット」とは、当生協が発行した金銭的価値を有する電子情報（電子マネー）のうち、当生協が提供する各種 W e b サービスを利用するために組合員が W e b サービス用アカウントを登録し、必要な手続きをすることにより、W e b サービス上で利用することができるものをいいます。

3 「生協ポイント」とは、生協ポイント利用約款に基づき当生協が組合員に対して発行するポイントをいいます。

4 「ミールカード」とは、当生協が指定した方法で申込、支払い手続きをすることによって、当生協が指定した I C カードに搭載したミールカード機能をいいます。

- 5 「マイページ」とは、当生協が組合員に対し、Web ページ上で生協ウォレット、生協ポイントの残高照会等、契約内容の照会、変更手続き、商品等の購入受付を行うサービスを提供するために、当生協が運営するWeb ページをいいます。
- 6 「Web サービス用アカウント」とは、当生協が提供する各種Web サービスを利用するために組合員が登録することができるアカウントをいいます。

(ICカードの利用と携帯用組合員証機能)

第4条 ICカードは、当生協の携帯用組合員証となります。

- 2 組合員は、ICカードに貼付されたICチップを利用して当生協の提供するサービス、並びに当生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。
- 3 組合員はICカードの利用に伴い、生協マネー約款に定めるIC電子マネーの利用、及び生協ポイント利用約款に定める生協ポイントの付与を受けることができます。
- 4 組合員は、当生協所定の手続きを行うことにより、ICカードを用いて、ミールカード利用約款に定めるミールカードを利用することができます。
- 5 組合員は、ICカードの利用にあたっては本約款を遵守するものとします。
- 6 組合員が当生協の組合員でなくなったときは、本約款で述べるサービスを受けることができなくなります。

(チャージ)

第5条 ICカードには、当生協の店舗に設置しているICカード用のチャージ機、当生協の店舗のPOSレジでチャージし、生協マネー利用約款に定めるIC電子マネーとして利用することができます。

(ICカードの紛失・盗難)

- 第6条 組合員がICカードを紛失した場合、又は、ICカードの盗難にあった場合は、速やかに、当生協へ連絡の上、所定の手続きを行うものとします。当生協は、本人確認の上、当該ICカードの利用停止措置を行います。
- 2 組合員がICカードの紛失・盗難を申し出てから当生協による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを組合員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、ICカードを第三者により利用された場合又は、その他何らかの損害発生した場合でも、当生協は一切の責任を負わないものとします。
 - 3 ICカードを紛失した、又は、ICカードの盗難にあった組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って当生協へ届け出るものとし、当生協が認めたときに限り当該ICカードを再使用できるものとします。

(ICカードの再発行)

- 第7条 組合員は、ICカードの忘失・盗難・汚損、その他ICカードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を、メンバーズICカードは当生協に、大学カードは大学が指定する部署に提出し承認を得るものとします。
- 2 メンバーズICカードの再発行を受ける場合の手数料は、当生協所定の手数料を負担するものとし、大学カードの場合は大学の規定に従うものとします。

(I Cカード再発行時の残高移行)

第 8 条 第 7 条第 1 項において、当該 I Cカードに I C電子マネー残高がある場合、当生協は当該 I C電子マネー残高を確定した後に、再発行された I Cカードに当該確定残高を記録するもの
とします。

2 前項の規定に関わらず、I Cカード再発行の申請原因が組合員等の故意の汚損等によるもの
と当生協が判断した場合、I C電子マネー残高の保証は行ないません。

(I Cカード記載内容の確認)

第 9 条 組合員は、I Cカードの発行又は再発行を受けた場合は、直ちに I Cカードの記載内容等を
確認し、不備がある場合には当生協へ遅延なく届け出るものとします。

(個人情報の使用制限)

第 1 0 条 当生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、当生協が提供するサービスの円
滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第 1 1 条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合には当生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第 1 2 条 当生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員が I Cカードを利用する
ことによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、当生協の提供するサービス以
外の目的に利用しないものとします。

(I Cカードの利用停止)

第 1 3 条 当生協は、組合員が次の各号のいずれかに該当した場合には、当生協が提供するサービスに
ついて、当該組合員の I Cチップ利用を停止し、I Cチップ機能を喪失させることができる
ものとします。

(1) 申込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 本約款に違反した場合

(3) I Cカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

(4) 磁気ストライプ (磁気ストライプがある場合) 及び I Cチップに記載された内容を改
ざんした場合

(5) その他、組合員の I Cカード使用状況が適当でないと当生協が判断した場合

2 組合員が自ら I Cカードの利用を停止する場合には、所定の手続きに従って当生協へ届け出
るものとします。

(I Cカードの返却)

第 1 4 条 組合員が当生協の組合員でなくなった場合は、I Cカードをただちに返却するものとします。

第 2 章 仮カード (仮 I Cカード) の利用

(仮カードの発行)

- 第15条 組合員は、ICカードが発行されるまで、当生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、IC電子マネー機能、ミールカード機能が使用できる仮ICカード(以下「仮カード」という。)の発行を受け、ICカードと同様のサービスを受けることができる場合があります。
- 2 ただし、仮カードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとします。
 - 3 仮カードの発行を受ける際に、あらかじめ当生協所定の金額を預託することが定められている場合は、組合員は所定の金額を預託するものとします。

(仮カードの返却)

- 第16条 仮カードの発行を受けた組合員がICカードを入手した場合は、速やかに当生協へ届け出て、仮カードを当生協へ返却するものとします。
- 2 第15条第3項でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、当生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

(仮カードの残額移行)

- 第17条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、当生協に所定の手続きを行い、仮カード上のIC電子マネー残高等必要な情報をICカードへ移行することができます。

第3章 ICカード利用履歴

(ICカード利用履歴の提供)

- 第18条 当生協は、組合員のICカードの利用に伴う履歴(以下「利用履歴」という)の一部を組合員及び組合員の父母等(組合員の父母若しくは生計維持者)に提供します。
- 2 利用履歴とは、IC電子マネーの入金額・利用金額・残高、生協ポイント付与履歴等を指します。
 - 3 利用履歴はマイページによって提供し、その利用は、組合員が所定の手続きにより提供されます。
 - 4 組合員は、利用履歴を父母等(組合員の父母若しくは生計維持者)に提供することを承諾したものとします。
 - 5 当生協は、提供した利用履歴に不整合があったことにより組合員及び父母等(組合員の父母若しくは生計維持者)に不利益が生じた場合、その損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

- 第19条 当生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。
- 2 前項により組合員に損害が生じた場合、当生協は一切の責任を負いません。
 - 3 以下の理由による場合、当生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- (1) コンピュータシステムの保守点検
- (2) システムの切り替えによる設備更新
- (3) 天災、災害による装置の故障
- (4) その他予期しない障害の発生

第4章 雑則

(約款の遵守と違反時の損害負担)

第20条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款に違反することにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(本約款の変更・廃止)

第21条 当生協は、本サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、当生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1) 店舗での掲示
- (2) Webサイトへの掲示

3 本約款の変更・廃止は、当生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第22条 本約款に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第23条 組合員と当生協との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、当生協所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

(解釈等)

第24条 本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合は、当生協の理事会が決定します。

附則

(施行期日)

1、この約款は2022年6月21日から施行する。

2、本約款の施行に伴い「松山大学生生活協同組合ICカード利用約款」(2015年4月1日施行)は廃止する。